

平成27年度「経済連携・WTO 対策、通商・投資対策」  
『アジア諸国の原産地表示およびラベリング義務』の改訂に関する  
調査業務委託先の公募について

平成 27 年 10 月 27 日  
日本機械輸出組合  
通商・投資グループ

## 1. 調査の目的

2005 年に刊行した、アジア 10 カ国・地域(台湾、韓国、ベトナム、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、シンガポール、中国、インド)の原産地表示およびラベリング規則に関する解説書(『アジア諸国の原産地表示およびラベリング義務』)は、既に 10 年を経過し、対象国での関係法令改正(例えば、原産地表示を必要とする対象製品、表示言語、違反に対する罰金の改正)が行われているため、アップデートが必要となっている。

また、組合員からもアップデートの要望が出ていることから、日本企業のアジア販売・製造拠点としてのニーズが高い6カ国(ベトナム、タイ、マレーシア、インドネシア、中国、インド)についての改訂に、これら諸国で製造された製品の主要出荷先である米国を新たに加え、内容の刷新を図ることとする。

なお、今回の改訂版は、製本による出版は行わず、当組合ウェブへの掲載とする(閲覧にあたっては、当組合が発行するパスワードが必要となる)。

## 2. 調査項目・調査方法等

対象7カ国(ベトナム、タイ、マレーシア、インドネシア、中国、インドおよび米国)について、以下の項目を、日本語または平易な英語で、国別に1カ国あたり A4 10 頁以内の報告書にまとめ、提出する。

### ①はじめに

当该国における、原産地表示義務およびラベリング表示義務の有無とその目的(輸入通関手続、消費者保護等)、原産地表示に関する登録・ライセンス、事前教示制度の有無、ならびに表示内容の検証の有無

### ②原産地表示およびラベリングに関する法規制

当该国の原産地表示およびラベリングに関する法規制の簡単な説明、および関係法令の列挙(関係法令のコピー(英語版があれば英語の法令を、なければ原語の法令コピーを添付すること。ただし、添付書類の枚数は報告書の頁数には含まれない。))

### ③商品の定義

当该国関係法令で定義される「商品(goods)」の定義

### ④原産地表示義務

原産地表示義務の対象となる製品、その原産地の確認方法および原産地証明書提出義務の

有無(ただし、当該国が特定国・地域との間で締結する FTA や、当該国が発展途上国に供与する GSP に基づくものは除く。)

⑤輸入商品の原産地規定

原産地の決定基準とその定義、および(決定基準が複数ある場合は)その適用優先順位(ただし、当該国が特定国・地域との間で締結する FTA や、当該国が発展途上国に供与する GSP に基づくものは除く。)

⑥消費者保護義務

消費者保護の目的上要請される原産地表示およびラベリング義務の有無

⑦ラベリング規則と要求事項

ラベリングの定義およびラベリング義務がある場合の対象製品とその要求事項

⑧表示義務に責任を負う者

輸入通関手続上および消費者保護上、原産地表示・ラベリング義務に責任を負う者

⑨所要言語

原産地表示およびラベリング表示を行うべき言語

⑩表示義務内容

原産地表示の記載例およびラベリングに求められる記載内容

⑪罰則規定

原産地表示およびラベリング義務に違反した場合の罰則

本件報告書の提出後、当組合ウェブ掲出用に編集・翻訳した原稿の内容確認をいただくこと(2016年2~5月を目途)、および本件報告書の内容につき当組合セミナーでご講演いただくこと(2016年4~9月を目途)を調査委託内容に含みます。

なお、現行の『アジア諸国の原産地表示およびラベリング義務』をご覧になりたい場合は、後掲の問い合わせ先にお尋ねください。

### **3. 審査基準**

- 申請者は、本調査を遂行するために必要かつ十分な知識、見識、経験、ノウハウ等を有していること。
- 提案内容(企画案)が本調査の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。

- 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、調査スケジュールにしたがって、确实・効率的に実施できる体制にあること。

#### **4. 調査委託契約の条件**

- 委託金額: 上限 3,000,000 円 (税込)
- 契約期間: 契約締結日から平成 28 年 3 月 31 日 (木) まで  
(※調査報告書の提出期限は平成 28 年 1 月末日まで)
- 提出物: 報告書の形式による (電子データで提出)  
(A4 版 10 頁以内/国、関係法令資料等)

#### **5. 応募資格**

次の要件をすべて満たす法人または個人とする。

- 当該調査に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、調査実施に必要な組織体制を有していること。
- 調査対象国の法律・規則に精通しており、幅広い情報網を有していること。
- 当該調査を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- 当組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

#### **6. 公募期間**

平成 27 年 10 月 27 日 (火) ~ 11 月 2 日 (月) 期限内に必着のこと

#### **7. 応募方法**

応募書類 (応募書類・企画書) をダウンロード (WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#)) し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メールで送付してください。

応募内容について、ヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承ください (提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付資料)

企業または個人概要、関連する調査・研究実績、経歴等プロフィール資料お持ちの場合は、併せて送付してください。

## **8. 審査結果**

平成 27 年 11 月上旬(予定)

当組合ホームページで公表するとともに、応募者全員に通知いたします。

## **9. 申請書類の提出先・問合せ先**

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 4 階

担当:通商・投資グループ 担当:和田

Eメール:wada@jmcti.or.jp

TEL:03-3431-9348 FAX:03-3436-6455

以上